

天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

天理市教育委員会

教育長 伊 勢 和 彦

天理市教育委員会規則第7号

天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則の全部を改正する規則

天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則（平成23年1月天理市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市立幼稚園預かり保育条例（平成22年9月天理市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 長時間預かり保育 長時間の保育を必要とする園児を対象とした預かり保育
- （2） 随時預かり保育 前号のほか、保育を必要とする園児を対象とした預かり保育

（利用要件）

第3条 預かり保育は、次の各号に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するときに、利用することができる。

- （1） 長時間預かり保育 園児の保護者（以下「保護者」という。）のいずれもが次のアからキまでのいずれかに該当する場合で、長時間預かり保育が必要であると天理市教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるとき
 - ア 就労又は就学している場合
 - イ 疾病等で育児困難である場合
 - ウ 看護又は介護を必要とする家族がいる場合

- エ 産前産後である場合
- オ 災害復旧の必要がある場合
- カ 求職活動中である場合
- キ その他長時間預かり保育が特に必要であると委員会が認める場合

(2) 随時預かり保育 随時預かり保育が必要であると委員会が認める場合
(実施日)

第4条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に掲げる日は実施しない。

(1) 長時間預かり保育 天理市の休日をも定める条例（平成元年3月天理市条例第4号）第1条第1項に規定する休日、4月1日及び天理市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号。以下「学校管理運営規則」という。）第3条第1項第3号に規定する夏期休業日中における閉園日

(2) 随時預かり保育 学校管理運営規則第3条に規定する休業日

2 前項の規定にかかわらず、幼稚園長（以下「園長」という。）が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、前項に規定する実施日を変更することができる。

(実施時間)

第5条 預かり保育の実施時間は、次の各号に掲げる預かり保育の区分に応じた時間とする。

(1) 長時間預かり保育 午前8時から午前8時30分まで及び教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）終了後から午後6時まで（学校管理運営規則第3条に規定する夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日に実施する場合は、午前8時から午後6時まで）

(2) 随時預かり保育 教育時間終了後から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、園長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、前項各号に規定する実施時間を変更することができる。

(利用の申請等)

第6条 預かり保育を利用しようとする保護者は、次の各号に掲げる書類を委

員会に提出しなければならない。

(1) 預かり保育利用申請書（様式第1号）

(2) 第3条第1号のアからキまでの事実を証する書面（長時間預かり保育を利用する保護者に限る。）

2 前項の書類は、預かり保育の利用開始日の属する月の前月25日（その日が第4条第1項各号に規定する預かり保育を実施しない日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い預かり保育の実施日）までに提出しなければならない。ただし、保護者に緊急でやむを得ない事情があると委員会が認めるときは、利用開始日までに提出することができる。

（利用の許可）

第7条 委員会は、前条第1項の書類の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、預かり保育利用許可・不許可決定通知書（様式第2号）により当該書類を提出した保護者に通知するものとする。

2 委員会は、前項の規定により、預かり保育の利用を許可する場合において、必要な条件を付することができる。

（利用希望日の申出）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた保護者は、預かり保育を利用しようとする日の属する月の前月25日（その日が第3条第1項各号に規定する預かり保育を実施しない日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い預かり保育の実施日）までに、園長に対し、預かり保育を利用しようとする日の属する月の預かり保育の利用希望日を申し出なければならない。ただし、保護者に緊急でやむを得ない事情があると園長が認めるときは、この限りではない。

（許可の取消し）

第9条 委員会は、条例第6条の規定により預かり保育の許可を取り消す場合は、直ちに預かり保育利用許可取消通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（預かり保育料の納期及び納付方法）

第10条 預かり保育料は、月を単位として徴収するものとし、保護者は、当該

月分の預かり保育料を翌月末日までに納付書により納付しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則に基づきされている申請又は許可は、改正後の天理市立幼稚園預かり保育条例施行規則に基づく申請又は許可とみなす。